

田口育英金支給要項

(ひとり親家庭等高校生奨学金)

第一項 (支給目的)

この田口育英金(以下、育英金とする)は勉学意欲を持ちながら主に経済的理由のために進学、就学が困難なひとり親家庭(両親ともいない家庭を含む。)の生徒及び児童養護施設等に入所もしくは里親等に委託中の生徒を援助することを目的とする。

第二項 (対象者)

岐阜県内全市町村の在住者で、学校教育法第6章に規定する学校(ただし、全日制の課程)、又は第10章に規定する学校に進学しようとするもの、又は在学しているもので、第一項の要件を満たすもの。

第三項 (対象人数)

この育英金の支給人数は年間1200名以内とする。

第四項 (育英金の額および支給期間)

この育英金の支給額は、月額2万円、年額24万円とし、その支給期間は当初に支給した年から3年以内とする。ただし、特別の事情により休学をした場合はこの限りではない。
2 支給した年度内に第二項の対象者に該当しなくなった場合は、当該月をもって支給期間を終了し、給付した育英金のうち翌月以降分の返還を求めることができる。

第五項 (申請者の選考)

申請者の選考は在住する市町村の福祉事務所長、福祉担当課、教育長等が当り、その結果を田口福寿会事業助成委員会の議を経て理事会に諮る。ただし、児童養護施設等に入所もしくは里親等に委託中の生徒については、児童養護施設等の施設長もしくは里親等の推薦により、事業助成委員会の議を経て理事会に諮る。

第六項 (育英金の支給)

支給決定のあった者に対して、その年の4月末までに4月から9月までの6ヶ月分、10月末までに10月から3月までの6ヶ月分を支給するものとする。

第七項 (育英金の申請)

この育英金の支給を受けようとするものは、*所定の様式に従い在住する市町村の福祉事務所長、福祉担当課等に申請するものとする。ただし、児童養護施設等に入所もしくは里親等に委託中の生徒については、田口福寿会に直接申請するものとする。

2 この育英金は毎年申請を必要とする。

第八項 (協議事項)

この定めのない事項については田口福寿会々長と在住する市町村の福祉事務所長、福祉担当課等との間で協議して決定するものとする。

*所定の様式(市町村用)

- [田口育英金奨学生の推薦について\(様式1\)](#)
- [申請者名簿\(様式2\)](#)
- [田口育英金交付申請書\(様式3\)](#)
- [個人情報の取り扱いに関する同意書\(様式4\)](#)

*所定の様式(施設等用)

- [田口育英金奨学生の推薦について\(様式1-2\)](#)
- [口座振込依頼書\(様式2-2\)](#)